

埼玉県立大滝げんきプラザ・ネットワーク協議会設置要綱

(趣 旨)

第1条 埼玉県立大滝げんきプラザに、埼玉県立大滝げんきプラザ・ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、埼玉県立大滝げんきプラザがその機能を十分に発揮して所期の目的を達成できるよう、運営に係る次の事項について協議するものとする。

- 一 圏内の青少年の健全育成と生涯学習の推進方策に関する事。
- 二 地域社会との連携に関する事。
- 三 業務運営の効率化とサービス向上に関する事。
- 四 その他、必要な事項に関する事。

(構 成)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる者の中から所長が委嘱する。

(任 期)

第4条 協議会の委員の任期は、委嘱の日からその年度末までとする。ただし、年度の途中で欠けたときは、空席とする。

- 2 協議会の委員は、再任することができる。
- 3 所長が特別の事情があると認めるときには、任期満了前に委員の委嘱を解くことができる。

(会 議)

第5条 協議会は、所長が招集する。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とする。

(秘密を守る義務)

第7条 協議会の委員は、知り得た個人情報等の秘密を守る義務を有する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を埼玉県立大滝げんきプラザ内に置く。

2 協議会における庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱で定められるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

(別 表) 第3条関係

1	利用者	利用団体代表者、施設ボランティア
2	圏内のNPO・ボランティア関係者	NPO、ボランティア連絡会
3	圏内の青少年健全育成関係者	青少年育成会、青少年相談員
4	圏内の地方公共団体関係者	教育長、公民館・博物館・図書館関係者 青少年行政担当者、生涯学習行政担当者
5	圏内の学校教育等関係者	小・中学校教員、高等学校・大学等教職員
6	圏内の団体・機関関係者	自治会・子ども会・PTA関係者 社会福祉協議会・福祉施設関係者 商工会・青年会議所・民間企業関係者 環境保護団体・試験研究機関関係者
7	特に必要な知識・技能を有する者	体験活動等指導者、地場産業関係者 まちづくり関係者